

中国最高人民法院・知的財産権法廷、過去7年間で裁定した懲罰的損害賠償額が2.95億米ドルに達する

筆者：ジュード・イー (Jude Yi)

2026年1月28日、中国最高人民法院（SPC）が、記者会見を実施し、2019年1月1日に知的財産権法廷が設置されて以来、判定された知的財産権事件の結果を要約して説明を行いました。会見において強調された注目すべきデータには、懲罰的損害賠償の適用が含まれています。これは、近年中国がますます重要視する知的財産権保護の強化を映し出したものです。知的財産権法廷は、その設置以来の7年間、合計58件の事件に懲罰的損害賠償を適用しました。懲罰的損害賠償として判定された累計額が、205億人民元（おおよそ2.95億米ドル）に達しました。つまり、平均として事件毎に3千5百万人民元（約5百万米ドル）を超えた賠償額が判定されたこととなります。

知的財産権法廷はまだ7年の歴史しかありませんが、中国の知的財産権の法制度において懲罰的損害賠償の導入は実は、もっと前に行われていました。その背景として、中国知的財産法における懲罰的損害賠償の発展の重要なマイルストーンは次の通りとなります。

- 2014年5月1日：商標法改正の施行により、悪意で深刻な商標侵害に対する基準額の最高3倍までの懲罰的損害賠償が導入された。
- 2019年4月23日：不正競争防止法改正の施行により、意図的、かつ、深刻な営業秘密侵害の基準額の最高5倍までの懲罰的損害賠償が導入された。
- 2019年11月11日：商標法改正の施行により、商標侵害事件における懲罰的損害賠償の上限が5倍に引き上げられた。
- 2021年1月1日：民法の施行により、意図的、かつ、深刻な知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償の適用に関する総則が形式化された。

- 2021年3月3日：SPCにより、知的財産に関する民事事件の懲罰的損害賠償の適用に特に対処した司法解釈が発表された。
- 2021年6月1日：特許法改正及び著作権法改正の施行により、それぞれ、意図的かつ深刻な特許権侵害及び著作権侵害の基準額の最高5倍までの懲罰的損害賠償が導入された。

今回の記者会見では、知的財産権法廷の副長が、「高水準のイノベーションに関わって侵害により重大な危害を与えられた事件に対する賠償額が増加した一方、一般的な水準のイノベーションに関わって侵害程度が軽微な事件には適切で比較的低い賠償額が適用される」と述べました。数千万人民元を超えた損害賠償額が判定された事件に比べて、大多数の事件はまだ、百万人民元以下の損害賠償額が判定されるという現状にあります。